

かんとう保全ニュース

令和5年春号
2023年4月
国土交通省
関東地方整備局
営繕部

<TOPICS>

1. 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について
2. 保全台帳及び中長期保全計画の更新について
3. 太陽電池発電設備の保安規制の新制度について
4. 地球温暖化対策の推進（政府実行計画）について



1. 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について

保全実態調査及び官庁建物実態調査の概要

国土交通省では、官公庁施設の建設等に関する法律（以下「官公法」という。）に基づき、国家機関の建築物等について、保全実態調査及び官庁建物実態調査を毎年度、実施しています。今年度は、以下の期間にて調査を実施しますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。

なお、保全実態調査は、国家機関の建築物等の適正な保全に資するため、官公法第13条第2項に基づき、その保全の実態を把握することを目的としています。また、官庁建物実態調査は、国土交通省が営繕工事の企画及び立案並びに営繕計画書に関する意見を述べるにあたり、必要な基礎資料を作成することを目的として実施するもので、保全実態調査と併せて実施しています。

調査方法は、各省各庁の各施設の保全担当者等がインターネットで官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）にアクセスし、調査票を入力、報告していただくこととしています。

保全実態調査の分析結果は、「国家機関の建築物等の保全の現況※1」として取りまとめ、各省各庁に送付するとともに、国土交通省ホームページにおいて公表しています。

※1：国家機関の建築物等の保全の現況（http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000005.html） 出典：国土交通省ウェブサイト

調査票記入期間（BIMMS-Nへの入力期間）

令和5年5月22日（月）～令和5年7月28日（金）（第1グループ）

令和5年6月5日（月）～令和5年8月10日（木）（第2グループ）



第1グループ

最高裁判所、内閣府、宮内庁、警察庁、法務省、国土交通省、海上保安庁、気象庁、環境省、防衛省

第2グループ

衆議院、参議院、国立国会図書館、会計検査院、人事院、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁

BIMMS-Nの操作説明会を開催

各省各庁の保全担当者や入力担当者等を対象に、BIMMS-Nの操作説明会を開催します。昨年度と同様にWeb会議を中心に開催する予定としておりますので、是非ご参加ください。開催日程等の詳細については、以下の担当営繕事務所から送付される開催案内をご確認ください。

○保全実態調査に関する問い合わせ先（最後のページに連絡先の記載があります。）

担当営繕事務所等	担当地区
保全指導・監督室	茨城県（注1）
東京第一営繕事務所	東京都（注3）・埼玉県
東京第二営繕事務所	東京都（注4）・千葉県
甲武営繕事務所	東京都（注5）・山梨県
宇都宮営繕事務所	栃木県・茨城県（注2）
横浜営繕事務所	神奈川県
長野営繕事務所	長野県・群馬県



※注1：つくば市のみ

※注2：つくば市を除く

※注3：千代田区、港区、新宿区、文京区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区

※注4：中央区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区

※注5：品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、特別区以外の地域

2. 保全台帳及び中長期保全計画の更新について



BIMMS-N変更箇所（「更新」が追加されました）

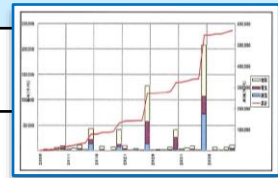
令和4年度の保全実態調査より、回答方法が一部変更となっています。ここでは、変更があった調査項目（「保全計画」及び「保全台帳」）の具体的な選択肢の内容及び留意点についてご説明します。

①中長期保全計画の更新【5年以内ごとに見直し】

中長期保全計画とは、中長期的視野に立った予防保全計画の実施、建築物等の長寿命化の促進及び効率的な予算執行と中長期的保全予算の推計及び予算の平準化に利用するためのものです。

※ 回答の際の留意事項

- ・中長期保全計画は、**5年以内ごとに見直し**を行うほか、**大規模な修繕が行われた後**やその他必要があるときには見直しを行いましょ。修繕等の実績を反映するほか、点検及び確認記録により不具合や劣化状況等を把握した上で、中長期保全計画の見直しを行いましょ。また**中長期保全計画の見直しを行わない場合は、その必要がないことを毎年度、確認**しましょ。
- ・「作成年度または最終見直し年度」の欄内に、**作成または見直しを行った直近の年度の西暦4桁**を半角数字で入力しましょ。



保全計画	年度保全計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ●年度保全計画を作成している。 ○年度保全計画を作成していない。
	中長期保全計画の更新	作成年度または最終見直し年度 <input type="text" value="2022"/> 年度 <ul style="list-style-type: none"> ●中長期保全計画の更新（見直し）を行っている。 ○中長期保全計画の更新（確認）を行っている。 ○中長期保全計画の更新（確認又は見直し）を行っていない。

※ BIMMS-Nの選択肢の説明（中長期保全計画の更新）

- 「更新（見直し）を行っている」：修繕履歴や点検及び確認結果の記録を踏まえ、中長期保全計画の**見直し**を行っていること。
- 「更新（確認）を行っている」：中長期保全計画の**見直しが不要なことを確認**していること。ただし、中長期保全計画の作成または**最終の見直しから5年以内**であること。

②保全台帳の更新【毎年度ごとに確認又は見直し】

保全台帳は、建築物等の概要、点検結果、確認結果及び修繕履歴等を記載または記録したものです。

保全台帳	「点検及び確認結果」の記録の更新	<ul style="list-style-type: none"> ●「点検及び確認結果」の記録の更新（確認又は見直し）を行っている。 ○「点検及び確認結果」の記録の更新（確認又は見直し）を行っていない。
	修繕履歴の更新	<ul style="list-style-type: none"> ●修繕履歴の更新（確認又は見直し）を行っている。 ○修繕履歴の更新（確認又は見直し）を行っていない。



※ BIMMS-Nの選択肢の説明

「点検及び確認結果」の記録の更新

- 「更新（確認又は見直し）を行っている」：調査対象年度に実施した「建基法」または「官公法」、「消防法」など当該施設に必要な法定点検及び支障がない状態の確認の結果を**記録**していること。

修繕履歴の更新

- 「更新（確認又は見直し）を行っている」：主要な部位について、調査対象年度に実施した修繕・改修工事（100万円以上）を**記録**していること。または、調査対象年度に修繕・改修工事のない場合に、「修繕なし」の**記録**をしていること。

【参考文献】官庁施設の個別施設計画作成・活用の手引き（案）

(https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000029.html) 出典：国土交通省ウェブサイト



3. 太陽電池発電設備※2の保安規制の新制度について

官庁施設の太陽光発電※2の推進

国土交通省では、環境対策の取組として、官庁施設における太陽光等の再生可能エネルギー利用を推進しており、新築及び改修時の太陽光発電や地中熱利用システム等の導入を進めているところです。

本記事では、太陽電池発電設備に関する新制度について紹介します。

※2：法律上及び施策上の用語の違いがありますが同様のものです。

【参考文献】官庁営繕環境報告書2023 太陽光等の再生可能エネルギー利用の推進
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001595606.pdf> 出典：国土交通省ウェブサイト



庁舎の太陽光発電設備の例

新制度の概要

従前の電気事業法では、小出力発電設備（太陽電池発電設備においては50kW未満）を「一般用電気工作物」として取扱い、一部の保安規制を対象外としていました。

電気事業法の改正により、**10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備**については「**小規模事業用電気工作物**」と位置づけられました。

（右図の黄色枠部分）また、施行日（令和5年3月20日）以降、新たな保安規則として、

- ①**技術基準適合維持義務の範囲拡大**、
- ②**基礎情報の届出の義務化**、
- ③**使用前自己確認の範囲拡大及び義務化**が定められましたのでご説明します。（右図の赤色枠部分）

出力等条件	太陽電池発電設備の保安規制の対応								
	事前規制		事後規制						
	安全な設備の設置を担保する措置		不適切事案等への対応措置						
2,000kW以上	技術基準の適合	技術基準維持義務 【範囲拡大】	電気主任技術者の選任 届出【新設】	保安規程の届出 基礎情報 【範囲拡大】	使用前自己確認 【範囲拡大】	工事計画の届出 自主検査	報告徴収	事故報告 【範囲拡大】	立入検査
2,000kW未満 500kW以上									
500kW未満 50kW以上									
50kW未満 10kW以上									
10kW未満 小規模発電設備									

出典：経済産業省 HP (<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>)

①技術基準適合維持義務の対象が拡大

小規模事業用電気工作物も技術基準適合維持義務※3の対象となりました。

※3：事業用電気工作物設置者に対して、その事業用電気工作物が経済産業省令で定める一定の技術基準に適合するように課す義務。「支持物の構造等」「土砂の流出及び崩壊の防止」「公害等の防止」等の規定がある。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/setsubi_hoan_jigyo_gaiyo.html

②基礎情報届出が新設され義務化

小規模事業用電気工作物は、基礎情報の届出が義務となります（以下の表は届出事項の例）

既設の設備（FIT認定を受けている設備※4は除く）についても改正法の施行から6月以内（令和5年9月19日まで）に届出が必要です。

※4：FIT法に基づく固定買取制度で売電事業を行うに当たり、法令で定める要件に適合した仕様であること等について経済産業省の認定を受けた設備

届出事項 (例)	設備や設置者に係る基本的情報		保安体制に係る情報
	設置者	設備	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者 ● 代表者名 ● 事業者の住所 ● 電話番号・メールアドレス 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者名 ● 電気工作物の種類・出力規模 ● 電気工作物の所在地(住所) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保安管理担当者名 (保守管理業務の委託先の情報含む) ● 点検頻度

③使用前自己確認の対象が拡大され義務化

使用前自己確認（「電気的安全試験」「地盤調査」「杭及び架台強度」の自己確認）の対象が拡大され、小規模事業用電気工作物も、使用前自己確認が義務となります。既設の設備は対象外ですが、既設設備に一定の変更の工事を行った場合（特に、パネルの増設等による構造面での変更）には、使用前自己確認結果の届出が求められます。

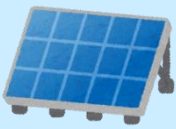
【参考文献】小規模事業用電気工作物にかかる届出制度等について特設サイト（「使用前自己確認結果届出書」等の様式を掲載）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/10/20221003.html 出典：経済産業省ウェブサイト

4. 地球温暖化対策の推進（政府実行計画）について



政府実行計画は、地球温暖化対策として、政府が自らの事務及び事業で排出する温室効果ガスを削減するための対策を定める計画です。

令和3年10月の改定（閣議決定）により、2013年度を基準として、政府全体の温室効果ガス排出量を2030年度までに50%削減するという目標を設定し、**太陽光発電の最大限の導入、新築建築物のZEB化、LED照明の導入徹底等**の措置を講ずることとしています。ここでは計画の改定概要で紹介された主な取組内容のうち、官庁施設に係る上記3つの取組の概要についてご紹介します。



太陽光発電の最大限の導入

地方支分部局も含め政府が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、**2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを旨とする。



新築建築物のZEB^{※5}化

今後予定する新築事業については、原則ZEB Oriented^{※6}相当以上としつつ、**2030年度までに、新築建築物の平均でZEB Ready^{※7}相当となる**ことを目指す。

※5 ZEB：（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建築物

※6 ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物

※7 ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物



LED照明の導入徹底

庁舎等の新築・改修時には、LED照明を標準設置するとともに、既存の庁舎等においても、計画的にLED照明への切替えを行い、**既存設備を含めた政府全体のLED照明のストックでの導入割合を、2030年度までに100%**とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。



政府実行計画、官庁営繕部の取組内容については、以下のリンク先をご覧ください。

◎政府実行計画の改定概要（令和3年10月） <https://www.env.go.jp/content/900449121.pdf> 出典：環境省ウェブサイト

◎政府実行計画 本文（令和3年10月22日 閣議決定） <https://www.env.go.jp/content/900449122.pdf> 出典：環境省ウェブサイト

◎公共建築物（庁舎）におけるZEB事例集 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk8_000005.html 出典：国土交通省ウェブサイト

編集事務局

国土交通省 関東地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全担当
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 Tel 048-600-1357

関東地方整備局HP
保全業務に関するサイト



ご要望等がありましたら、担当する営繕事務所に、お尋ねください。

関東地方整備局

営繕部保全指導・監督室 <https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/> （電話）048-600-1357 （Fax）048-600-1397

東京第一営繕事務所 <https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/> （電話）03-3363-2694 （Fax）03-3367-8796

東京第二営繕事務所 <https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/> （電話）03-3531-6550 （Fax）03-3531-6695

甲武営繕事務所 <https://www.ktr.mlit.go.jp/koubueez/> （電話）042-529-0011 （Fax）042-529-0014

宇都宮営繕事務所 <https://www.ktr.mlit.go.jp/utsunomiyaeez/> （電話）028-634-4271 （Fax）028-632-6229

横浜営繕事務所 <https://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaeez/> （電話）045-681-8104 （Fax）045-651-8974

長野営繕事務所 <https://www.ktr.mlit.go.jp/naganoeez/> （電話）026-235-3481 （Fax）026-235-8713

※国家機関の建築物等で保全に関する重大な事故・故障がありましたら下記までご報告願います。

営繕部調整課 （電話）048-600-1355 （Fax）048-600-1396

ご登録いただいている保全担当者様に変更がございましたら、各営繕事務所の保全担当までお知らせください。